

別記様式第9号(公告を取り消す際の公告)

令和 7年大崎市公告第139号

公 告

7年2月3日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林經營管理法第9条の規定により公告する。

令和 7年 2月 3日

大崎市長 伊藤 康志



記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	森林の所在・地番	林班	地目	面積 (ha)	備 考
松山1集31	大崎市松山下伊場野字宮下14-1	18林班イ-5, 6, 7	山林	0.36	
松山1集31	大崎市松山下伊場野字石宮19	18林班ロ-1	山林	0.08	
				0.44	

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

大崎森林組合による皆伐を行うため

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長になります)、処分取り消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、処分請求の取り消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日から起算して、6か月以内に定提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取り消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上